

地域指定年度	昭和 47 (1972)年度
計画策定年度	昭和 49 (1974)年度
計画見直し年度	昭和 52 (1977)年度
	平成元 (1989)年度
	平成 9 (1997)年度
	平成 15 (2003)年度
	平成 20 (2008)年度
	平成 30 (2018)年度

足利農業振興地域整備計画書

平成 30(2018)年 10 月

栃 木 県 足 利 市

目 次

	ページ
第1 農用地利用計画	
1 土地利用区分の方向	
(1) 土地利用の方向	
ア 土地利用の構想	1
イ 農用地区域の設定方針	3
(2) 農業上の土地利用の方向	
ア 農用地等利用の方針	5
イ 用途区分の構想	6
ウ 特別な用途区分の構想	7
2 目標とする農用地等の面積と確保に関する事項	8
3 農用地利用計画（別記）	23
第2 農業生産基盤の整備開発計画	
1 農業生産基盤の整備及び開発の方向	9
2 農業生産基盤整備開発計画	10
3 森林の整備その他林業の振興との関連	10
4 他事業との関連	10
第3 農用地等の保全計画	
1 農用地等の保全の方向	11
2 農用地等保全整備計画	11
3 農用地等の保全のための活動	11
4 森林の整備その他林業の振興との関連	11
第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画	
1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	
(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標	12
(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	14
2 農業経営の規模の拡大及び 農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策	15
3 森林の整備その他林業の振興との関連	16
第5 農業近代化施設の整備計画	
1 農業近代化施設の整備の方向	16
2 農業近代化施設整備計画	18
3 森林の整備その他林業の振興との関連	18
第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画	
1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向	19

2	農業就業者育成・確保施設整備計画	19
3	農業を担うべき者のための支援の活動	19
4	森林の整備その他林業の振興との関連	20
第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画		
1	農業従事者の安定的な就業の促進の目標	20
2	農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策	20
3	農業従事者就業促進施設	21
4	森林の整備その他林業の振興との関連	21
第8 生活環境施設の整備計画		
1	生活環境施設の整備の目標	21
2	生活環境施設整備計画	21
3	森林の整備その他林業の振興との関連	21
4	その他の施設の整備に係る事業との関連	21
第9 付図		
1	土地利用計画図（付図1号）	巻末
2	農業生産基盤整備開発計画図（付図2号）	
3	農用地等保全整備計画図（該当なし）	
4	農業近代化施設整備計画図（付図3号）	
5	農業就業者育成・確保施設整備計画図（該当なし）	
6	生活環境施設整備計画図（該当なし）	
別記 農用地利用計画		
(1)	農用地区域	23
	ア 現況農用地等に係る農用地区域	
	イ 現況森林、原野等に係る農用地区域（該当なし）	
(2)	用途区分	73
足利農業振興地域図		別添袋入
足利農業振興地域整備計画基礎調査に関する基礎資料		別添

■ 第 1 農用地利用計画 ■

1 土地利用区分の方向

(1) 土地利用の方向

ア 土地利用の構想

本市は、東京都心部から約80kmの栃木県南西部に位置し、東・北は佐野市、西は群馬県桐生市、南は群馬県太田市、邑楽郡邑楽町及び館林市に接し、東西18.8km、南北19.1km、総面積177.76km²で栃木県の2.77%を占めている。

市の中央を渡良瀬川が西から東に市を二分するように流れ、北部は足尾山系の山並みに囲まれ、南部はそこから広がる関東平野に連なっている。

土壌は、北部山間地帯は古生層からなり、中央部以南の平坦地は沖積層壤土、渡良瀬川沿岸は浅耕土で、弱酸性である。

年間の平均気温は15℃、降雨量は1,200mm前後で、冬から春にかけて乾燥した西風が強くなり、晩春から初夏にかけて凍霜害、雹害等の気象的災害を受けることがある。

人口は、149,452人(平成27年国勢調査)であり、平成2年10月の167,686人をピークに減少している。新たな産業団地の造成や子育て支援の充実、スマートウェルネスシティの推進等に取り組むことで現在の水準を堅持し、平成33(2021)年度末に143,000人を想定している。

古くから織物のまちとして知られているが、近年はアルミや機械金属、プラスチック工業等を中心に総合的な商工業都市となっている。また、日本最古の足利学校や国宝・鏝阿寺本堂を有する「歴史と文化のまち」として様々な文化教育活動を展開するとともに、最近では、映像という視点をまちづくりに活用し、地域の活性化に取り組んでいる。産業別就業人口の構成比(平成27年国勢調査)は、第1次産業1.8%、第2次産業36.9%、第3次産業61.2%となっている。

東西には主要幹線道路の国道50号、南北には国道293号を有する。また、北関東3県を結ぶ高速道路・北関東自動車道の足利インターチェンジを有するほか、鉄道については東武伊勢崎線、JR両毛線の2路線に10駅が設置され、首都圏、東北、北陸及び甲信地方への広範囲のアクセス性に優れた交通網を形成している。

農業振興地域は4,677haを有し、平坦地域においては古くから二毛作による米麦栽培、いちご・トマト等の施設園芸が盛んで、中山間地域では、そば、しょうが、ゆず等の特色ある農業が営まれている。

県内でも工業が早期に発展し、製造業、商業及びサービス業の各分野において、東京との近接性や高速道路による交通利便性等の地理的優位性を活用した非農業的土地利用の需要が高い。そのため、第7次足利市総合計画の土地利用構想においては、都市的利用と農業・自然的利用の調整を図り、ニーズを的確に把握しながら、有効な土地利用を推進することとしている。また、足利市都市計画マスタープランの全体構想では、市内を4つのゾーンに区分し、都市的土地利用と自然環境を保全するゾーンと役割分担をすることで秩序ある土地利用を推進するとともに、地域別構想では地域の

個性や特性に配慮したまちづくりの方針を示している。

このため、非農業的土地利用の推進については適切な誘導を行い、農業生産基盤整備が実施された優良農用地等の確保・保全との調整を図ることとする。持続的な農業の実現には、労働生産性の改善、担い手の育成・確保等が必要であるため、農地中間管理事業等を活用した認定農業者等の担い手への農用地の集積・集約、園芸作物等の収益性が高い水田農業の実現に取り組み、土地利用の高度化を促す。また、集落営農組織をはじめとする担い手の法人化を促進し、効率的かつ安定的な農業経営体の育成を図っていく。

地域別でみると、東北部は、足利インターチェンジ周辺、国道293号の広域交通道路や主要幹線道路、補助幹線道路沿線等における新たな産業系用地の検討、産業団地「足利インター・ビジネスパーク」と国道293号のアクセス向上のための都市施設の整備、あしかがフラワーパーク駅周辺における産業・観光振興を目的とした地域複合拠点としてのまちづくりの推進と、農業振興との調和を図る。

南部は、東武鉄道や国道50号等の高い交通利便性及び両毛広域都市圏の中心という地理的優位性を背景にして、非農業的土地利用の需要が高い地域で、平成27年度には「あがた駅南産業団地」が市街化区域に編入された。さらに、既存産業団地の周辺、広域交通道路、主要幹線道路、補助幹線道路沿線等で新たな産業系用地の検討や休憩・情報発信・地域連携・防災機能を有する多機能型駐車施設の整備に向けた取組も進められるとともに、今後は商業施設等の進出も期待される。この新たな産業振興拠点及び地域複合拠点の形成による雇用・就業機会の創出は、人口減少に歯止めをかけ、経済の活性化にも寄与すると考える。また、更新期を迎えた南部クリーンセンターは、一般廃棄物処理施設整備基本構想に基づき、現地及び隣接地を建設候補地として、焼却施設の建替えをはじめとして、粗大ごみ処理施設、リサイクルセンター等の関係施設を一体的に整備する予定であるため、これらの施設との調整を図りながら優良農用地を確保・保全する。

西部については、生活利便性の向上及び地域コミュニティの維持を考慮した土地利用を推進する。

上記の土地利用の構想に基づく用途別利用の見通しは、次のとおりである。

農業振興地域の土地利用動向

単位：ha、%

区分 年次	農用地		農業用施設用地		森林・原野		その他		計	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
現在 〔平成28年 2016年〕	2,314	49.5	23	0.5	110	2.3	2,230	47.7	4,677	100.0
目標 〔平成39年 2027年〕	2,266	48.4	26	0.6	111	2.4	2,274	48.6	4,677	100.0
増減	-48		3		1		44		-	

資料：確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況

イ 農用地区域の設定方針

(ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

本市の農業振興地域内の現況農用地2,314haのうち、次のaからfまでに掲げる農用地を除いた1,471haについて、農用地区域を設定する。

- a 集団的に存在する農用地のうち、10ha未満の集団的農用地
- b 公共施設用地及び公共事業予定地として実施されることが確実であり、足利農業振興地域整備計画との整合性が図られる土地
- c 足利農業振興地域整備計画の策定以前から農用地以外の土地として利用していたことが明確で、足利市農業委員会が証する非農地証明書の発行が可能であり、市として除外することがやむを得ないと認める土地
- d その他転用が見込まれる個別案件（転用許可の確実性が見込まれる土地で、農業振興地域の整備に関する法律（以下「農振法」という。）第13条第2項の除外5要件上支障のないもの。）
- e 集落区域内（連接集合して存在する住宅、農業用施設、商店、工場等の施設の敷地の外縁を結んだ線内の区域）に介在し団地規模が2ha以下の農用地、道路・河川・鉄道等の公共事業に伴い分断され集団性のなくなった農用地＝約325ha
- f 自然的な条件等からみて、農業の近代化を図ることが相当でないと認められる次に掲げる農用地

- (a) 田島町(農業生産基盤整備実施区域を除く。)、月谷町地区の中山間農用地＝約85ha

田島町については傾斜地域の狭小な農用地で生産性が低い。

月谷町については、市街化区域と隣接した地域は宅地開発が促進され、大区画農用地を確保できない。

- (b) 樺崎町入谷、塩坂、堤谷地区の中山間農用地＝約24ha

傾斜地域の狭小な農用地で生産性が低い。

- (c) 名草地区の中山間農用地＝約150ha

傾斜地域の狭小な農用地で生産性が低く、宅地も散在し大区画農用地を確保できない。

- (d) 利保町地区内の農用地＝約10ha

宅地も散在し、大区画農用地を確保できない。

- (e) 久保田工業団地と久保田町字馬場集落の間の農用地＝約7ha

宅地も散在し、大区画農用地を確保できない。

- (f) 流通センターと野田集落の間の農用地＝約5ha

集落及び県道足利館林線により分断され、広がりがない。

- (g) 県町字足利島、追廻と荒金町の一部農用地＝約7ha

群馬県及び矢場川に挟まれ、不整形な農用地が広がり、大区画農用地を確保できない。

- (h) 大岩町地区の中山間農用地＝約13ha
傾斜地域の狭小な農用地で生産性が低く、宅地も散在し大区画農用地を確保できない。
- (i) 三和地区（農業生産基盤整備実施区域を除く。）の中山間農用地＝約149ha
傾斜地域の狭小な農用地で生産性が低く、宅地も散在し大区画農用地を確保できない。
- (j) 小俣地区（農業生産基盤整備実施区域を除く。）の中山間農用地＝約37ha
傾斜地域の狭小な農用地で生産性が低く、宅地も散在し大区画農用地を確保できない。
- (k) 葉鹿地区（農業生産基盤整備実施区域を除く。）の中山間農用地＝約8ha
傾斜地域の狭小な農用地で生産性が低く、宅地も散在し大区画農用地を確保できない。
- (l) 国道50号と県道佐野太田線に接続する下渋垂町字本郷地先の農用地＝約6ha
市街化区域と隣接しており宅地化が促進。
- (m) 国道50号と下渋垂町字雷電地先沿線の農用地＝約6ha
集落及び主要幹線道路に挟まれ宅地化が促進。
- (n) 国道50号と県道御厨多々良線の交差点から瑞穂野町地先までの間の国道50号沿線の農用地＝約8ha
総合計画及び都市計画マスタープランにおいて、多機能型駐車施設の整備に向けた取組が進められている。

なお、月谷町の北関東自動車道南側に広がる農用地14ha（農業生産基盤整備未実施）については、目標年（平成39年・2027年）までに農用地区域への編入促進に努める。

(イ) 土地改良施設等の用に供される土地についての農用地区域の設定方針

本市にある土地改良施設のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって、農道や用排水路等を含め一体的に保全する必要がある土地改良施設用地について、農用地区域を設定する。

(ウ) 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

本市における現況農業用施設は、主に各種補助事業、融資事業等の活用により、市内全域に設置されている。今後も、各施設の利用を通して効率的な農業が行えるよう農用地区域として設定し、農用地と一体となって保全するほか、2ha以上の農業用施設用地についても農用地区域を設定する。

また、農業用施設用地として用途区分の変更を行う際は、必要性、用地選定の経過、施設の規模、周辺農用地の営農の効率性、農業生産基盤整備事業等の受益地等について、おおむね農振法第13条第2項に規定された5要件に照らし合わせて検討する。

(エ) 現況森林、原野等についての農用地区域の設定方針

本市には、農業の近代化、農業経営規模の拡大及び農業用に供する開発可能な現況森林・原野等はない。

(2) 農業上の土地利用の方向

ア 農用地等利用の方針

本市の農業は、首都圏、東北、北陸及び甲信地方への良好なアクセスに恵まれた立地を生かして、渡良瀬川沿岸の平坦地域においては、古くから米麦の二毛作栽培や、いちご・トマト等を中心とする施設園芸が盛んに行われ、近年では、アスパラガス、トルコギキョウが生産量を伸ばしてきている。しかし、一方では、担い手の高齢化や土地持ち非農家の増加等による非農業的土地利用への転換が加速している。中山間地域においては、不耕作農用地及び野生鳥獣被害の増加等が深刻化し、農用地の維持・保全が困難になりつつある。

このような現状を踏まえ、非農業的土地利用との調整を図りつつ、今後も効率的かつ安定的に利用すべき土地として、農業生産基盤整備事業を実施した区域及び計画している区域とその周辺の農用地を主体に、目標年（平成39年・2027年）において農業振興地域内農用地区域面積1,481haを確保するよう努める。

そして、農地中間管理事業等の活用による担い手への農用地の集積・集約をはじめ、多面的機能支払交付金、経営所得安定対策等の制度の活用や野生鳥獣被害の防止等により、再生可能な荒廃農地の解消等、農用地の維持・保全を図るとともに、省力化機械等の導入による生産コストの低減や労力の軽減等を目指すこととする。また、農産物のブランド力強化、地産地消等を推進しながら、地域資源である豊かな自然環境と地理的優位性を組み合わせ、都市と農山村の交流促進等を図るための施策を講じることにより、持続的な発展が可能な農業・農村の振興を図ることとする。

本市土地利用の構想は、次に示すとおりである。

単位：ha

区分 地区	農地 (田、畑、樹園地)			採草 放牧地			農用地 (田、畑、樹園地、 採草放牧地)			混牧 林地			農業用 施設用地			計			森林・ 原野等
	現 況	将 来	増 減	現 況	将 来	増 減	現 況	将 来	増 減	現 況	将 来	増 減	現 況	将 来	増 減	現 況	将 来	増 減	現 況
足 利 市	1,469	1,464	-5	2	2	0	1,471	1,466	-5	0	0	0	13	15	2	1,484	1,481	-3	0.9

イ 用途区分の構想

(ア) 東北部

- a 名草地区は、全農用地が未整備の中山間地域で、1人当たりの経営面積も小さく農作業等の機械化を図るための条件に恵まれていない。農業従事者の高齢化に加えて野生鳥獣被害も多いため、不耕作農用地も増加傾向となっている。今後は集落営農組織の法人化を促すとともに農用地の集積・集約を図り、そば、しょうが等の競争力のある作物を選定することにより小規模農用地の有効利用を推進する。さらに、足利インターチェンジからの良好なアクセスを生かし、農林業体験を充実させるなど都市住民との交流を深め、農村地域の活性化を進める。また、広域交通道路、主要幹線道路、補助幹線道路沿線等において新たな産業系用地の検討も進められているため、非農業的土地利用との調整を図りながら農業と商工業の発展につなげていく。
- b 北郷地区は、田島町(20ha)、樺崎町(16ha)等の農業生産基盤整備が完了している地域については、農用地の集積・集約を推進し、引き続き農用地として利用していく。樺崎町の北の郷農産物直売所においては、地元農産物の直売や加工品販売が行われている。今後も、野菜等の計画的な栽培により、限られた農用地の有効利用を促進する。
- c 毛野地区は、大久保町と川崎町を中心とした尾名川沿岸の農用地(95ha)が農業生産基盤整備により大区画化され、大型機械に対応できる平坦地となっている。今後も、米麦、露地野菜を中心とする土地利用型農業と、いちご等の施設園芸とのバランスのとれた土地利用を促す。また、耕種農家と畜産農家の連携を図りながら、地力の向上を促進する。
- d 富田地区は、出流川沿岸の平坦地で農業生産基盤整備が完了しており、大型農業機械に対応できる条件を備えている。集落営農組織によるアスパラガスの産地化が進み、引き続き土地利用型農業と施設園芸との複合経営を推進し、農地中間管理事業等を活用した農用地の集積・集約を進める。また、耕種農家と畜産農家の連携を図りながら、地力の向上を促進する。

さらに、あしかがフラワーパーク駅の設置に伴い、周辺で検討されている産業・観光振興を目的とした地域複合拠点や、主要幹線道路、補助幹線道路沿線等で検討されている新たな産業系用地と調和を図るほか、あしかがフラワーパーク、迫間自然観察公園等の観光資源を利用し、都市と農村の地域間交流となる農業振興にも取り組む。

(イ) 南部

南部は、国道50号等の広域交通道路や主要幹線道路の優位性を生かした産業振興拠点であるほか、新たな産業系用地の検討や休憩・情報発信・地域連携・防災機能を有する多機能型駐車施設の整備に向けた取組が進められるとともに、商業施設等の進出も期待される。更新期を迎えた南部クリーンセンターは、一般廃棄

物処理施設整備基本構想に基づき、現地及び隣接地を建設候補地として、焼却施設の建替えをはじめとして、粗大ごみ処理施設、リサイクルセンター等の関係施設を一体的に整備する予定である。これらの非農業的土地利用との調整を図りながら農業と商工業の発展につなげていく。

- a 久野、筑波、梁田及び御厨地区は、1区画10aの農業生産基盤整備が行われているが、大型農業機械の使用には区画が小さく効率が悪いいため、必要に応じて農道の整備、用排水路の改修等を推進する。併せて農地中間管理事業等を活用した農用地の集積・集約による経営規模の拡大と大区画化を進め、米麦やねぎ、たまねぎ等の土地利用型農業を推奨する。また、耕種農家と畜産農家の連携を図りながら、地力の向上を促進する。トマト、いちご等の施設園芸の主産地でもあるため、集出荷施設の整備等、担い手の生産性向上及び規模拡大につながる取組も進めていく。
- b 矢場川地区は、農業生産基盤整備が行われているので、米麦において農地中間管理事業等を活用した農用地の集積・集約を促進するとともに、トルコギキョウ等の施設園芸とのバランスの取れた利用を図る。

(ウ) 西部

西部は、1人当たりの経営面積が小さい中山間地域であり、葉鹿地区(9ha)、小俣地区(29ha)、三和地区(板倉町、粟谷町、計44ha)において農業生産基盤整備が完了している。これらの地区においては、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等を活用した農用地の集積・集約を推進し、農用地の有効利用を促す。農用地が未整備であり、農作業の機械化を図る条件に恵まれない地域については、野生鳥獣被害対策を講じながら、足利市人・農地プランの地区座談会等を通じて収益性の高い作物の導入と担い手の確保について検討し、有効的な土地利用につなげる。

ウ 特別な用途区分の構想

特別な用途区分の指定は行わない。

2 目標とする農用地等の面積と確保に関する事項

(1) 基準年（平成28年・2016年）の農用地区域内の農地（耕地）面積

農地（耕地）面積 1,459 ha

(2) 目標年（平成39年・2027年）までに減少が見込まれる農用地区域内の面積

農用地等を農用地等以外の用途に供するための農用地区域からの除外や荒廃農地の発生について、過去5年間のすう勢が今後も引き続き継続した場合を見込むものとする。

農地（耕地）の減少面積 18 ha

(3) 目標年（平成39年・2027年）までに見込まれる農用地区域への編入促進面積

農振白地地域の農用地のうち、10ha以上の集団的に存在する農用地の一部及び農業生産基盤整備事業等の施策の推進によって農用地区域に編入する面積を見込むものとする。

農用地区域への編入促進面積 14 ha

(4) 目標年（平成39年・2027年）までに見込まれる荒廃農地の発生抑制及び再生面積

農地中間管理機構による担い手への農用地の集積・集約や多面的機能支払交付金による地域活動の実施により、地域ぐるみの農用地保全に関する共同活動の推進によって、今後発生が見込まれる荒廃農地を抑制する。

また、現在もしくは今後発生する荒廃農地については、農業経営の安定化に向けた取組によって再生・有効利用を図ることとする。

荒廃農地発生抑制及び再生面積 8 ha

〔 ※ 抑制面積は今後発生が見込まれる荒廃農地を抑制する面積である。
※ 再生面積は現在発生している荒廃農地を再生する面積である。 〕

(5) 整備計画見直し及び目標年（平成39年・2027年）までに都市計画マスタープラン等の土地利用計画に基づく開発により農用地区域から除外される面積

農地（耕地）面積 7 ha

(6) 目標年（平成39年・2027年）において確保される農用地区域内の農地（耕地）面積

農地（耕地）面積 1,456 ha

3 農用地利用計画

別記のとおり（23ページに掲載）

■ 第2 農業生産基盤の整備開発計画 ■

1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

農業生産基盤の整備は、担い手の育成・確保、高性能機械の導入による低コスト化・農業生産の近代化等とともに、地域農業の振興を図るために不可欠であるため、農用地区域を対象に実施する。生産性及び効率性の向上を目的とした農用地の整備、地域の実情に即した農業水利施設の整備・補修、基幹水利施設の維持・保全及び計画的な更新を推進し、施設の長寿命化を図る。さらに、多面的機能支払交付金事業等の活用により、国土及び自然環境の保全、良好な景観の形成といった、食料供給以外の農用地の持つ機能を発揮し、活力ある農村地域を目指した整備を推進する。なお、今後の地域別の農業生産基盤整備の開発計画は次のとおりである。

(1) 東北部

ア 名草及び北郷地区においては、農業生産基盤整備（面的整備）が未実施の農用地が多いため、小規模農用地の高度利用を目的とした農道及び土地基盤の整備を行い、作業の省力化・効率化による生産性の向上を図る。

イ 毛野及び富田地区においては、約367haの農業生産基盤整備（面的整備）が完了している。既存の基幹水利施設の計画的な維持・保全とともに、生産性や収益性の高い農業を展開するため、農地中間管理事業等の各種補助事業等を活用し、農道の整備や大区画化に向けた再整備を推進する。

(2) 南部

本市の農業の主幹となる久野、筑波、梁田及び御厨地区は、昭和20年代から40年代にかけて、890haで10 a 区画の農業生産基盤整備（面的整備）が完了し、圃場の形状は整形である。より生産性の高い農業を展開するため、農道や農業用水路等の適切な補修・整備等を図りながら、農道機能の向上や大型機械化に対応した圃場の大区画化について、地元の意向を踏まえた再整備や改良に取り組む。

(3) 西部

小俣地区は、小俣川沿岸で29ha、三和地区で44haの農業生産基盤整備（面的整備）が完了している。いずれも中山間地域で天水利用の水田も多いため、ため池等の整備とともに、かんがい用排水路、農道の整備を実施する。

2 農業生産基盤整備開発計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図 番号	備考
		受益地区	受益面積		
かんがい排水	幹線用水路改修	三栗谷用水土地改良区 管内	808.9ha	1	H. 29～34 (2017年 ～2022年)
農道整備	下表のとおり				

(農道整備箇所)

事業の種類	事業の概要	受益地区	計画幅員	対図 番号	事業量 (延長)
農道整備	農道整備	多田木町	4 m	2	331 m
農道整備	農道整備	板倉町、栗谷町	6 m	3	983 m
農道整備	農道整備	百頭町、県町	4 m	4	394 m
農道整備	農道整備	上渋垂町	4 m	5	229 m
農道整備	農道整備	下渋垂町、百頭町	4 m	6	670 m
農道整備	農道整備	県町	4 m	7	658 m
農道整備	農道整備	下渋垂町	4 m	8	311 m
農道整備	農道整備	小曾根町	4 m	9	593 m
農道整備	農道整備	小曾根町	4 m	10	639 m
合 計					4,808 m

3 森林の整備その他林業の振興との関連

森林の水源涵養等の機能を維持し、農業用水の安定的な供給を図り、農林業の生産基盤整備を促進する。

4 他事業との関連

特になし

■ 第3 農用地等の保全計画 ■

1 農用地等の保全の方向

農用地は最も基礎的な農業の生産資源であり、食料の安定供給とともに農用地の持つ多面的機能を発揮するため、集団的に存在する農用地や農業生産基盤整備が完了した農用地を営農に適した良好な状態で維持・保全し、有効利用することが重要である。しかし、農業従事者の高齢化や担い手不足から、農用地管理の粗放化、耕作の放棄、これに伴う非農業的土地利用への転換が深刻化しつつあり、将来的に営農の継続が困難となる地域の増加が懸念される。

このため、農地中間管理事業等を活用した担い手への農用地の集積・集約を積極的に進め、荒廃農地の発生を未然に防ぎ、農用地の合理的・効率的な利用促進による農業の持続的発展を目指す。また、担い手が減少する中で、水の管理や用排水路の清掃、畦畔・水路際の雑草防除等を十分に行うことは困難なため、補助事業等の各種支援策を活用した地域ぐるみの活動により、農用地、農業用水路、農道等の適切な保全に努める。

2 農用地等保全整備計画

特になし

3 農用地等の保全のための活動

足利市人・農地プランの地区座談会を通じた農地中間管理事業及び農業経営基盤強化促進法による利用権設定により、認定農業者等の担い手への農用地の集積・集約を推進する。また、国及び県の荒廃農地解消に係る補助事業の活用により、農用地等の機能低下や荒廃農地の発生を防止する。

将来にわたって農用地等の保全を図るには新規就農者の定着が重要であるため、足利市、足利市農業委員会、栃木県安足農業振興事務所、足利市農業協同組合等の関係機関で構成される安足地域就農支援ネットワーク会議を活用し、営農相談、農用地の斡旋、財政支援等を継続する。また、担い手だけでなく地権者等を含めた地域ぐるみで農業・農村の多面的機能を支える活動や、地域資源（農用地、農業用水路、農道等）の質的向上を図る活動に取り組む。

なお、野生鳥獣被害が深刻化する地域においては、地元や関係組織等との連携を図り、効果的な被害防止対策を講じる。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

農用地と隣接している里山林の整備を行い、森林が持つ水資源の涵養等の多面的機能の維持・発揮に努め、地域の環境保全を図る。

■ 第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の 効率的かつ総合的な利用の促進計画 ■

1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

農業従事者の高齢化や都市化と工業化の進展に伴う兼業農家の増加等により、担い手が不足してきている。このような状況において、農業経営の体質強化と生産性の向上を実現するために、担い手への農用地の集積・集約により規模拡大を図るとともに、農業経営の目標を明確にし、効率的かつ安定的な農業経営体の育成を図る。また農業が、他産業と格差のない所得と労働時間で経営でき、職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、地域ごとにその特性を生かした営農類型を定める。さらに、農地中間管理事業及び農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定、農作業の受委託等の幅広い形で担い手への農用地の集積・集約を推進する。

ア 東北部

米麦作及び施設園芸（いちご、花き等）や露地野菜（だいこん、にんじん等）、畜産を組み合わせた複合経営を推進する。

近年は、園芸産地の再活性化に向けたアスパラガスの導入が進む一方、根菜類は後継者不足により栽培面積が減少し、経営規模の拡大とコスト削減が求められているため、農地中間管理事業等を活用した農用地の担い手への集積・集約の促進と集落営農組織の育成強化を図る。

また、畜産農家との連携のもと、家畜排せつ物等を利用した堆肥の土壌還元による地力の維持増進に努め、生産性の向上を図る。

イ 南部

米麦作及び施設園芸（トマト、いちご、きゅうり、アスパラガス、花き）や露地野菜（ねぎ、たまねぎ）、畜産を組み合わせた複合経営を推進する。

農地中間管理事業等を活用した農用地の集積・集約による担い手の規模拡大、作付農用地及び施設の団地化等によって農用地の高度利用を促進する。特に施設園芸は、省力化と施設の有効利用を中心に経営の合理化を図る。また、畜産農家と連携して、家畜排せつ物等を利用した堆肥の土壌還元による地力の維持増進に努め、生産性の向上を図る。

ウ 西部

米麦、露地野菜、ゆずを中心に、農用地の集積・集約や作付農用地の団地化による生産性の向上と栽培の定着化を推進する。特に中山間地域は、農用地の有効利用のため、集落営農組織を活用するほか、集落内の話し合いにより、意欲的な経営体に集積・集約を図る。

(参考)

足利市農業経営基盤強化促進基本構想（平成26年9月）における
モデル的経営類型と農用地集積率

	営農類型	目標規模 (ha, 頭)	作目構成 (ha, 頭)	戸数 (経営体数)	農用地の集積率
個別 経営 体	いちご+水稲+麦類	4.2	いちご 0.5 水稲 3.7 二条大麦 3.7	32	(目標) 平成35(2023)年度までに 市内農用地のうち、 おおむね65%
	いちご	0.6	いちご 0.6	4	
	春きゅうり+秋きゅうり+水稲	3.0	春きゅうり 0.5 秋きゅうり 0.4 水稲 2.5	4	
	水稲+にら+麦類	4.5	水稲 2.5 にら 0.8 二条大麦 3.7	1	
	大根+人参+水稲	4.3	大根 0.9 人参 0.9 水稲 2.5	3	
	冬春トマト+水稲	4.2	冬春トマト 0.5 水稲 3.7	47	
	越冬トマト	0.6	越冬トマト 0.6	5	
	水稲+麦類	8.0	水稲 8.0 二条大麦 又は小麦 8.0	97	
	水稲+麦類+大豆	8.0	水稲 5.0 二条大麦 又は小麦 8.0 大豆 3.0	4	
	アスパラガス+水稲+麦類	4.0	アスパラガス 0.5 水稲 3.5 二条大麦 又は小麦 3.5	5	
	トルコギキョウ+水稲	2.9	トルコギキョウ 0.4 水稲 2.5	7	
	バラ	0.4	バラ 0.4	1	
	鉢物 シクラメン 苗物	0.3	鉢物 0.3	3	
	組織 経営 体	酪農	50	成牛 50 育成牛 22 飼料作物 5.0	
肉牛+水稲		95	肉牛 95 水稲 4.2	6	
水稲+麦類		25.0	水稲 25.0 二条大麦 又は小麦 25.0	5	

(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

本市では、担い手不足等に起因する労働力の減少に伴う荒廃農地の増加や国主導の生産調整による保全管理水田の増加に伴う耕地利用率の低下等が懸念される。

こうした現状を改善し、農用地の効率的・有効的利用を図るため下記の誘導を行う。

誘 導 方 向	東北部	南部	西部
認定農業者及び認定新規就農者制度の普及推進による効率的かつ安定的な農業経営体（担い手）の育成・確保	○	○	○
地域の合意形成に基づく「足利市人・農地プラン」の着実な推進と担い手の明確化	○	○	○
農地中間管理事業及び農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定による地域の担い手への農用地の集積・集約、作付農用地の団地化	○	○	○
水田を活用した露地野菜や園芸作物の導入と生産拡大	○	○	○
集落営農組織等の育成強化（農作業の共同化、農業機械施設の共同利用等による生産コストの低減、農作業受委託の推進による経営の安定化）	○	○	○
持続的農業の維持・発展に向けた法人化の推進	○	○	○
共同選果等の実施による作業の効率化、施設の近代化による規模拡大	○	○	○
耕種農家と畜産農家との連携（耕畜連携）の推進による生産コストの低減及び循環型農業の仕組みづくり	○	○	—
農業生産基盤整備事業による圃場の再整備	○	○	—

2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

(1) 基本方針

足利市、足利市農業委員会、栃木県安足農業振興事務所、足利市農業協同組合で構成される足利市担い手育成総合支援協議会を中心として、関係機関・団体等との連携強化により、地域の中心的な経営体である認定農業者及び認定新規就農者に対して金融、税制、経営改善等の幅広い支援を積極的に進め、経営の安定化を図る。

農業委員、農地利用最適化推進委員等の活動により農用地の出し手を掘り起こし、足利市人・農地プラン地区座談会等において各地区の農業のあり方を明確化し、農地中間管理事業等を活用して農用地の集積・集約を進め、担い手の経営の効率化を目指す。さらに、農用地の一元的かつ効率的な利用を行う集落営農組織を育成・支援するとともに法人化を促し、持続的農業の維持・発展につなげる。

(2) 重点的に推進しようとする方策

ア 土地利用型農業の推進

地域の中心的な経営体及び集落営農組織等を積極的に育成し、農地中間管理事業等を活用した農用地の集積・集約を図る。

また、以下の(ア)から(エ)までに必要な利用権設定や農作業受委託等の促進を図ることで、経営規模の拡大と生産性の向上に努める。

(ア) 農用地の高度利用を図るため、保全管理水田を含む不耕作農用地の有効活用及び麦作等裏作の導入を促進する。

(イ) 農作業の効率化を図るため、農作業の共同化、機械の共同利用、作付期の調整及び作付農用地の団地化を促進する。

(ウ) 地力の維持増進、連作障害の防止等を図るため、耕種農家と畜産農家の連携による稲わら・麦わら交換により堆肥の有効利用を促進する。

また、農用地の集積・集約が難しい中山間地域では、野生鳥獣被害への対策を講じながら競争力の高い作物の導入及び作付農用地の団地化や二毛作等を推進し、生産性の高い農業経営を促進する。

(エ) 担い手の収益性向上のため露地野菜等、需要のある品目の導入を促進する。

イ 施設園芸農業の推進

野菜作を中心とする施設園芸農業については、連作障害による作柄の不安定化をなくすため、連作障害に強い品種の導入、土壌消毒、適切な肥培管理等を行い、地力の維持増進を図る。また、共同選果、集出荷施設等の整備を促進することで、担い手の経営規模の拡大と生産性の向上に努める。さらに、各種補助事業等を活用して一体的な作物の振興を図り、作付農用地の団地化につなげる。

ウ 農業参入企業の受け入れ

地域の担い手及び後継者不足に悩む中山間地域においては、足利市人・農地プラン地区座談会等を活用して農用地の利用について協議する。また、農業に参入する企業等の新たな担い手の受け入れについても検討していく。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

林業においては、森林経営計画による計画的伐採を推進し、森林施業の共同化及び合理化を図る。また、林業の担い手であるみかも森林組合においては、規模拡大のメリットを最大限活用できる高性能な林業の機械化及び集団施業を実施し、引き続き農林業者の所得向上につながる活動の支援、指導を推進する。

■ 第5 農業近代化施設の整備計画 ■

1 農業近代化施設の整備の方向

本市の販売農家、自給的農家が年々減少する中、効率的かつ安定的な経営体の確立は重要な課題である。そのため、農業生産基盤の整備とともに、補助事業を活用した農業用施設の再整備を促進する。

具体的には、栽培品目ごとの作付の団地化、高機能ハウス等の整備により、収益力の強化、作業効率の向上及び低コスト化を促進する。また、施設を集約化することにより流通の利便性を高めるとともに、輸送コストや管理にかかる労働力の削減を実現するため、既存施設の効率的な利用を促進する。

(1) 東北部

農業生産基盤整備を実施した富田及び毛野南東部地区においては、足利市農業協同組合が整備したライスセンターの有効活用により米麦の振興を促進する。また、露地野菜についても産地として定着しているため、安定的な生産の確保を目指す。

北郷地区においては、生産者の声を消費者に届ける農村振興拠点として、北の郷農産物直売所及び加工所のさらなる活用を促進する。

(2) 南部

足利市農業協同組合が整備したライスセンター、トマト選果場、いちご集荷場等の施設は、生産者の出荷に係る負担を軽減し、栽培作業に集中できる環境づくりを確立してきたことから、引き続き利用を促進する。主要品目であるトマトについては、多様な市場ニーズに対応するため、出荷の長期間化を可能とする高機能な耐候性ハウスの導入を図るとともに、用途に応じた高品質なトマトを選別するトマト選果場を新たに整備する。

また、^{あがた}県地域においては、肉用牛（交雑種）肥育経営の強化及び安定化のため、牛舎及び堆肥化施設等の整備を進める。

(3) 西部

農業生産基盤整備を実施した圃場では、米麦及び露地野菜の生産を推進する。

北部中山間地域については、観光農業を主体とした農産物直売所等の活用と、ゆずの生産拡大を推進する。

(4) 作物別の整備の方向

ア 米麦

米麦は、本市の農業の主要作物となっているが、経営体1戸当たりの平均耕作面積は小さいため、米麦と園芸作物等の複合経営が行われている。今後の米麦の生産については、消費者ニーズにあった優良品種の導入や品質の向上を図っていく。そのため、足利市農業協同組合や関係機関・団体と連携しながら、経営規模の拡大、機械化一貫作業、ライスセンター等の利用による生産コストの低減と、圃場の大区画化及び土づくりを積極的に促進する。また、農用地の集積・集約を図るとともに農作業の効率化を図るため、高性能な農業機械の導入を支援する。さらに、安全で安心な農産物を求める実需者からのニーズに対応すべく農業生産工程管理（GAP）も推進する。

イ いちご

生産者の負担を軽減し、高品質で高収量な生産を実現するため、集出荷場や予冷庫のさらなる整備を進める。

ウ トマト

生産技術の発展により、多段どりや単位収量の増加等を実現し、低コスト耐候性ハウスはこれまでに20棟が整備されている。今後も産地としての発展が見込まれる作物であるため、市場ニーズに対応したトマト選果場の整備を進める。

エ アスパラガス

平成22年、生産者の増加により足利市農業協同組合に部会が設立され、27年には品質保持の予冷庫が整備されるなど今後さらなる産地の発展が見込まれている。引き続き同組合と連携し、産地化が図られるよう施設整備を進める。

オ 露地野菜

露地野菜は、にんじん、だいこんを中心に産地が形成され、さらに輪作により生産振興を図る。また、需要の伸びが見込まれるねぎ、たまねぎ等の加工用野菜の導入を図っていく。

根菜類、なす、たまねぎについては、農業生産工程管理（GAP）を推進する。

カ 花き

産地ブランドの確立のためには、高品質化と生産量の確保が必要不可欠であることから、低コスト耐候性ハウスの増設や既存施設への附帯設備導入を検討する。今後も生産者の出荷に係る負担軽減のため、集出荷施設の利用促進と流通の利便性を高める花台車のさらなる導入を促進する。

キ 乳用牛・肉用牛

配合飼料の価格変動の影響を受けにくい低コスト生産体制を目指し、コントラクターや稲わらの有効活用、WCS生産による自給飼料の利用拡大、飼養管理の効率化、家畜防疫体制の強化等を図り、より一層の畜産経営の安定化を促進する。地域の農業者や企業等と連携し、飼料用米やエコフィード等の地域資源を活用した循環型農業の推進や飼料自給率の向上による生産コストの低減を図り、収益性の高い経営体制の構築を目指す。

2 農業近代化施設整備計画

施設の種類	位置及び規模	受益範囲			利用組織	対図番号
		受益地区	受益面積	受益戸数		
トマト選果場	上渋垂町 1.4ha	足利市	18ha	49戸	足利市 農業協同組合	1

3 森林の整備その他林業の振興との関連

特になし

■ 第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画 ■

1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

農家戸数の減少や農業従事者の高齢化等が進行する中で、農業の持続的な発展及び農用地の多面的機能の維持を図るためには、認定農業者をはじめとする担い手の育成・確保が重要である。本市の新規就農者は増えつつあるが、今後も関係機関が一体となって就農から定着までのきめ細やかな支援を行い、地域の中心的な経営体へと育成し、将来は認定農業者へ誘導することが必要である。このため、新規就農者及びU I J ターン農業者の獲得につながる活動として、就農相談会への参加、都市住民との交流機会の創出及び学校教育と連携した取組を行う。また、女性農業者については、積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

2 農業就業者育成・確保施設整備計画

地域	事業の種類	事業の内容	窓 口	対象者	備 考
全域	安足地域就農支援ネットワーク会議	新規就農に関する相談・支援、総合情報の発信等	・足利市役所 ・足利市農業協同組合営農経済部	就農希望者	足利市農業委員会、足利市農業協同組合、栃木県安足農業振興事務所と連携
全域	足利市新規就農塾	いちご、トマト、だいこん、にんじん、なす、アスパラガス、トルコギキョウの7品目における栽培技術及び知識の習得事業に対し、就農希望者及び受入農業者に助成	・足利市農業協同組合営農経済部	就農希望者	足利市、足利市農業委員会、栃木県安足農業振興事務所、足利市農業士会と連携
全域	足利市農業大学講座	市内の農用地所有者又は市内に農用地を求める18歳以上の者に対し、年間10回程度、営農研修会を開催	・足利市役所	就農希望者	足利市農業協同組合、栃木県安足農業振興事務所と連携

3 農業を担うべき者のための支援の活動

- (1) 地域が抱える人と農用地の問題の解決に向け、足利市人・農地プランの見直し等への取組を支援する。
- (2) 認定農業者に対しては、効率的かつ安定的な農業経営の確立に向け、経営改善に係る指導・助言、各種補助事業、制度資金等の提案・活用に努める。
- (3) 集落営農組織に対しては、地域農業の持続的な発展に向けて、引き続き法人化支援に努める。
- (4) 新たに農業を始めようとする青年等については、安足地域就農支援ネットワーク会議を通じて、就農に関する情報提供及び関係機関や先進農家等との連携による技術・経営指導を行うとともに、足利市農業委員会や農地中間管理機構等による農用地の紹介・あっせんや各種支援制度の利用を促すなど、相談内容に応じて支援する。また、市独自の新

規就農塾及び農業大学講座による就農支援も引き続き行う。

- (5) 女性の農業経営への積極的な参加を促すため、家族経営協定の締結、認定農業者の共同申請の推進、足利市人・農地プランの話し合いの場への参加呼びかけ等を行う。
- (6) 市民農園等の整備、農業体験等の実施等を通じ、都市住民の農業交流体験を促進するとともに、小・中学生に対する農業体験学習や食育の推進等を図り、農業に対する理解や関心の醸成に努める。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

特になし

■ 第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画 ■

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

本市の販売農家は939戸で、そのうち専業農家が331戸(35.3%)、兼業農家が608戸(64.7%)と兼業率が高く、中でも農外所得が主である第2種兼業農家は全販売農家の52.8%を占めている。また、販売農家の後継者率は37%で、栃木県の平均50%より大幅に低く、地域農業の持続的な発展を支えるために農業従事者の就業機会を確保し、安定的な就業の促進を図ることが必要である。

そのため、用排水路の改修や農道整備等の農業生産基盤整備、近代化施設の整備等により農業従事者の営農活動を支援するほか、地域の話し合い等を通じて認定農業者等への農用地の集積・集約を進め、担い手の経営基盤の強化を図る。

将来の農業従事者の確保に向けては、専業農家及び自営兼業農家の経営安定化のための支援や、新規参入者が定着できるよう、引き続き関係機関が一体となり就農環境の整備に取り組む。

2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

農村地域における就業機会の確保と増大を図るため、地域の主力農産物の集出荷施設等の整備、地域資源を利用した観光農業の展開、競争力ある農産物の生産等により安定的な就業を促進する。鮮度や安全性等、消費者の要求に応じるため、農産物直売所の整備等、多様な販売体制づくりも検討する。

また、専業農家及び自営兼業農家の増加が、将来の農業従事者の確保につながると考えられるため、担い手への農用地の集積・集約による経営の効率化、6次産業化、農業経営の法人化等を推進し経営の安定化を図り、雇用の受け皿となる経営体として育成する。

さらに、販売農家の過半を第2種兼業農家が占めていることから、兼業農家の農外就業が安定することによって、特に若年層の農村地域から都市地域への人口流出が減少して将来の事業継承に結びつくと考えられるため、産業団地の造成に伴う企業誘致等、市の総合計画に基づいた雇用の創出も促進する。

新規参入者については、農用地の確保等の就農支援に努めて農業への定着に結びつけ、足利市人・農地プランで地域の中心的な経営体に位置付け、各種支援制度の活用推進により担い手として育成する。

3 農業従事者就業促進施設

特になし

4 森林の整備その他林業の振興との関連

特になし

■ 第8 生活環境施設の整備計画 ■

1 生活環境施設の整備の目標

市全体の人口が減少する中で、特に農村地域においては、農業従事者の高齢化や後継者不足に加えて、非農業従事者との混住化や生活様式の多様化等により、集落における住民の連帯意識が希薄となり、健全な地域社会の維持・存続が課題となっている。そのため、生産環境及び生活環境の整備を進めながら、都市住民との交流や地域コミュニティの連帯感の醸成を図る。

2 生活環境施設整備計画

特になし

3 森林の整備その他林業の振興との関連

森林の有する多面的機能を総合的に発揮させるため、健全な森林の維持造成を推進する。

4 その他の施設の整備に係る事業との関連

特になし

■ 第9 付図 ■

別添

- 1 土地利用計画図（付図1号）
- 2 農業生産基盤整備開発計画図（付図2号）
- 3 農用地等保全整備計画図（該当なし）
- 4 農業近代化施設整備計画図（付図3号）
- 5 農業就業者育成・確保施設整備計画図（該当なし）
- 6 生活環境施設整備計画図（該当なし）